

(様式第1号別添1)

|        |       |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和7年度 |
| 計画主体   | 南伊勢町  |

作成 令和8年2月26日  
第 回変更 令和 年 月 日

# 南伊勢町鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |  |
|------|--|
| 対象鳥獣 | ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カモ類、ヒヨドリ、カラス類、ツキノワグマ |
| 計画期間 | 令和 8 年度 ~ 令和 10 年度   |
| 対象地域 | 三重県度会郡南伊勢町   |

※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する

※ 計画期間は3年程度とする

※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和 6 年度)

| ①農業被害の現状 |         |         |          |   |
|----------|---------|---------|----------|---|
| 対象鳥獣     | 被害面積(a) | 被害量(kg) | 被害金額(千円) | 農作物名  |
| ニホンジカ    | 67      | 9,868   | 3,631    | <input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input checked="" type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野<br><input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 その他(うめ) |
| イノシシ     | 3       | 573     | 217      | <input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input checked="" type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野<br><input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 その他(うめ)            |
| ニホンザル    | 33      | 4,416   | 1,805    | <input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input checked="" type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野<br><input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 その他(うめ) |
| ハクビシン    | 8       | 1,353   | 527      | <input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input checked="" type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野<br><input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 その他(うめ)            |
| アナグマ     | 4       | 775     | 215      | <input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input checked="" type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野<br><input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 その他(うめ)            |
| タヌキ      | 4       | 775     | 215      | <input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input checked="" type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野<br><input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 その他(うめ)            |
| アライグマ    | 2       | 388     | 158      | <input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input checked="" type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野<br><input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 その他(うめ)            |
|          |         |         |          |   |

| ②林業被害の現状 |               |         |          |
|----------|---------------|---------|----------|
| 対象鳥獣     | 樹種(人・天・苗・竹の別) | 被害面積(a) | 被害金額(千円) |
|          |               |         |          |
|          |               |         |          |

| ③水産業被害の現状(カワウ) |          | 備考 |
|----------------|----------|----|
| 被害量(kg)        | 被害金額(千円) |    |
|                |          |    |

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

| 対象鳥獣  | 被害傾向  |
|-------|---|
| ニホンジカ | 被害額は、近年大きな変化はない。春先は、樹木の新芽への食害や水稻の食害があり、果樹の樹皮については、年中被害を受けている。町内全域で出没し、車両との衝突事故など、生活被害も多発している。 |

|       |   |
|-------|---|
| イノシシ  | 被害額は、近年は大きな変化はない。春先は、タケノコや水稻などの食害が見られ、水路の石積みの破壊も問題となっている。町内全域に出没し、山の法面の破壊や庭の土を掘り返えず被害もみられる。 |
| ニホンザル | 被害額は、近年増加傾向にある。主に夏から秋にかけ、町内全域で果実や菜園などさまざまな作物が食害を受けている。個体数が増えているのか、目撃件数や糞害など住宅被害の報告も増加している。  |
| ハクビシン | 被害額は、近年増加傾向にある。春から秋にかけて町内全域の果実や菜園等で食害を受けている。また、集落の空き家に住み着くなど、生活被害も多発している。                   |
| アナグマ  | 被害額の集計はR6年度以降で開始したが、被害は近年増加傾向にある。春から秋にかけて町内全域の果実や菜園等で食害を受けている。                              |
| タヌキ   | 被害額の集計はR6年度以降で開始したが、被害は近年増加傾向にある。春から秋にかけて町内全域の果実や菜園等で食害を受けている。                              |
| アライグマ | 被害額の集計はR6年度以降で開始したが、被害は近年増加傾向にある。春から秋にかけて町内全域の果実や菜園等で食害を受けている。                              |

※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標(令和 10 年度)

| ①農業被害の軽減目標 |         |         |          |
|------------|---------|---------|----------|
| 対象鳥獣       | 被害面積(a) | 被害量(kg) | 被害金額(千円) |
| ニホンジカ      | 60      | 9,000   | 3,300    |
| イノシシ       | 3       | 500     | 200      |
| ニホンザル      | 30      | 4,000   | 1,700    |
| ハクビシン      | 5       | 1,200   | 500      |
| アナグマ       | 3       | 700     | 200      |
| タヌキ        | 3       | 700     | 200      |
| アライグマ      | 2       | 350     | 150      |

| ②林業被害の軽減目標 |               |         |          |
|------------|---------------|---------|----------|
| 対象鳥獣       | 樹種(人・天・苗・竹の別) | 被害面積(a) | 被害金額(千円) |
| ニホンジカ      |               |         |          |
| イノシシ       |               |         |          |

| ③水産業被害の軽減目標(カワウ) |          |
|------------------|----------|
| 被害量(kg)          | 被害金額(千円) |
|                  |          |

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方

|       |   |
|-------|---|
| ニホンジカ | 防護柵の適切な管理、捕獲による対策を継続していく。捕獲については計画に沿った頭数を確保を目指し、町域の生息数削減を図りながら、被害報告が多い地域での活動を強化して被害の軽減を目指す。     |
| イノシシ  | 防護柵の適切な管理、捕獲による対策を継続していく。捕獲については計画に沿った頭数を確保を目指し、町域の生息数削減を図りながら、被害報告が多い地域での活動を強化して被害の軽減を目指す。     |
| ニホンザル | 防護柵の適切な管理、捕獲による対策を継続していく。捕獲については、大量捕獲も組み合わせた群ごとの特性に応じた頭数管理を行い、被害の軽減を図る。また、専門家の知見をもとに効果的な捕獲を目指す。 |
| ハクビシン | 被害報告のある集落を中心に、小型箱檻を町内に設置して捕獲を進め、被害の軽減を図る。   |
| アナグマ  | 被害報告のある集落を中心に、小型箱檻を町内に設置して捕獲を進め、被害の軽減を図る。   |
| タヌキ   | 被害報告のある集落を中心に、小型箱檻を町内に設置して捕獲を進め、被害の軽減を図る。   |
| アライグマ | 被害報告のある集落を中心に、小型箱檻を町内に設置して捕獲を進め、被害の軽減を図る。   |

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4) 従来講じてきた被害防止対策と課題

| ① 従来講じてきた被害防止対策 |       |              |       |             |       |
|-----------------|-------|--------------|-------|-------------|-------|
| 種 類             | 対策の有無 | 種 類          | 対策の有無 | 種 類         | 対策の有無 |
| 捕獲体制の整備         | ○     | 捕獲機材の導入      | ○     | 侵入防止柵の設置    | ○     |
| 緩衝帯の設置          | ○     | 追い上げ(追い払い)活動 | ○     | 放任果樹の除去     | ○     |
| 被害防止技術・知識の普及    | ○     | 集落ぐるみの取組の推進  | ○     | ニホンザルの遊動域調査 | ○     |
| その他( )          |       |              |       |             |       |

※ 直近3力年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

| ② 捕獲体制の整備と課題 |   |       |        |  |
|--------------|---|-------|--------|--|
| 捕獲体制の整備実績と課題 |   |       |        |  |
| 名 称          | 設置年月日   | 任期(年) | 隊員数(人) | 活動内容                                     |
| 実施隊(対象鳥獣捕獲員) | 平成23年6月1日   | 1     | 10     | 南伊勢町鳥獣被害対策実施隊: 鳥獣被害対策指導、被害聞き取り調査や捕獲活動の実施 |
| 市町捕獲隊        | 年 月 日   |       |        |  |
| 広域捕獲隊        | 年 月 日   |       |        |  |
| 共同捕獲隊        | 年 月 日   |       |        |  |
| 集落捕獲隊        | 年 月 日   |       |        |  |
| その他捕獲隊       | 年 月 日   |       |        |  |
| 課 題          | 大型捕獲檻や中型檻が多いため、撤去や移動がスムーズに行なえるように実施隊の継続的な雇用が必要である。また、実施隊の高齢化が進んでいる。 |       |        |  |

※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する

※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する

※ 活動内容には隊名を記入する

※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する

※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

| ③捕獲機材の導入実績および課題 |   |             |       |               |       |
|-----------------|---|-------------|-------|---------------|-------|
| 捕獲機材の導入実績       |   |             |       |               |       |
| わなの種類           | 数量(基)   | わなの種類       | 数量(基) | わなの種類         | 数量(基) |
| 捕獲檻(ニホンジカ)      |   | くくりわな       |       | 大型捕獲檻(ニホンザル)  | 5     |
| 捕獲檻(イノシシ)       |   | ドロップネット     |       | ICT機器(ホカクラウド) | 6     |
| 捕獲檻(兼用)         | 39  | 囲いわな(兼用)    |       | ICT機器( )      |       |
| 捕獲檻(ニホンザル)      | 5   | 囲いわな(ニホンザル) |       | その他( )        |       |
| 小動物用捕獲檻         | 49  | 大型捕獲檻(兼用)   | 7     | その他( )        |       |
| 課題              | <p>捕獲檻の保有台数が増加するとともに、見回りや草刈り、エサの設置など、効果的な活用や適正な管理が難しくなっている。</p> <p>大型捕獲檻でのICT機器の活用については、ソフト面では職員による管理体制の問題。ハード面では、故障が多く、予算の都合により直ちに修繕できないこともあるなど課題が多い。また、設備の更新費用等の確保が財政的にも難しくなっている。このような問題により、耐用年数の経過とともに整理を予定している。</p> |             |       |               |       |

※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する

※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

| ④侵入防止柵の設置実績と課題 |          |  |
|----------------|----------|--|
| 柵の種類           | 延長(m)    | 課題   |
| WM柵            |          | <p>設置後の定期的な見回りや維持管理が必要であるが、農業従事者の減少や高齢化により難しくなりつつある。</p> |
| 金網柵            |          |  |
| 電気柵            |          |  |
| 複合柵(WM柵+電気柵)   | 4,030    |  |
| 複合柵(金網柵+電気柵)   | 26,517.5 |  |
| その他( )         |          |  |

※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する

※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する

※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

| ⑤緩衝帯の設置実績と課題                         |   |
|--------------------------------------|---|
| 設置延長(m <sup>2</sup> )                | 課 題                                       |
| 10,231(m)<br>69,900(m <sup>2</sup> ) | 継続的な維持管理が必要であるが、農業従事者の減少や高齢化により難しくなりつつある。 |

※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する

※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

| ⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題   |
|---|
| 集落ぐるみの追払いの効果は実感され、必要性は認識されるものの、住民の高齢化が進んでいることから活動継続も難しくなっている。参加がしやすい追払い方法が課題。 |

| ⑦放任果樹の除去の実施と課題                              |
|---|
| 地域の高齢化で伐採作業自体が難しくなっている。また、所有者が地元にはいない場合もある。 |

| ⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題  |
|---|
| 集落から要望に応じて関係機関の協力を得て実施する研修会などで、獣害への知識を高め住民主体の獣害対策の取組みを推進している。 |

| ⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題 |  |
|-------------------|--|
| 取組集落数             | 課 題  |
| 9                 | 集落ぐるみの取組を進めるものの、集落住民の高齢化や農業従事者の減少により、取組を進めた場合の負担が大きくなることから、取組が広がらない。また、既に取り組んでいる集落においても、役員負担が大きく、集落内での人材の維持確保が課題である。 |

※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

| ⑩-1 ニホンザルの遊動域調査(単位:群) |       |       |       |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 電波発信機装着数              | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|                       |       |       |       |

※ 直近3カ年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

| ⑩-2 群の情報(令和7年度) |        |
|-----------------|--------|
| 群名              | 推定生息頭数 |
| 南伊勢A            | 10~20  |
| 南伊勢B            | 30~40  |
| 南伊勢C            | 20~30  |
| 南伊勢D            | 10~15  |
| 南伊勢E            | 20~60  |
| 南伊勢F            | 30~50  |
| 南伊勢G            | 20~30  |
| 南伊勢H            | 10~20  |
| 南伊勢I            | 30~50  |
| 南伊勢J            | 30~40  |
| 南伊勢K            | 40~60  |
| 南伊勢L            | 30~50  |
| 南伊勢M            | 10~15  |
| 南伊勢N            | 40     |
| 南伊勢O            | 20~30  |

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

| ⑪ その他被害防止対策の活動実績と課題                             |
|---|
| 個人で追い払いをしている方が多く、集落ぐるみでの追い払いを行うように地区にて指導を行っている。 |

(5) 今後の取組方針

| 今後取り組む被害防止対策 |     |      |              |     |      |             |     |      |
|--------------|-----|------|--------------|-----|------|-------------|-----|------|
| 種類           | 対策の | 優先順位 | 種類           | 対策の | 優先順位 | 種類          | 対策の | 優先順位 |
| 捕獲体制の整備      | ○   | 4    | 捕獲機材の導入      | ○   | 2    | 侵入防止柵の設置    | ○   | 3    |
| 緩衝帯の設置       |     |      | 追い上げ(追い払い)活動 | ○   | 7    | 放任果樹の除去     | ○   | 8    |
| 被害防止技術・知識の普及 | ○   | 5    | 集落ぐるみの取組の推進  | ○   | 6    | ニホンザルの遊動域調査 | ○   | 1    |
| その他( )       |     |      |              |     |      |             |     |      |

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3...)を記入する

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制(令和7年度)

| 捕獲者              |      | 取組内容と役割   |      |
|------------------|------|---|------|
| 実施隊<br>(対象鳥獣捕獲員) | 市町職員 | 事務職員:被害対策指導、被害聞き取り調査、地元住民との取組の調整、遠隔操作による捕獲<br>現場職員:被害対策指導、被害聞き取り調査、捕獲機材の管理、エサの補充、ライトセンサス調査、捕獲個体の止め刺し・埋設等の処理 |      |
|                  | 民間隊員 |   |      |
| 民間団体             | 猟友会  | 委託の有無   | 有害捕獲 |
|                  |      |   |      |
| その他              |      | 委託の有無   |      |
|                  |      |   |      |

- ※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する
- ※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。
- ※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

#### (2) その他捕獲体制に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣                             | 取組内容  |
|----|----------------------------------|---|
| 8  | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ニホンザル<br>ツキノワグマ | 大型捕獲檻が設置できないような場所や、猟友会員がいない地区には、実施隊が兼用中型捕獲檻を使って捕獲を行う。 |
| 9  | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ニホンザル<br>ツキノワグマ | 大型捕獲檻が設置できないような場所や、猟友会員がいない地区には、実施隊が兼用中型捕獲檻を使って捕獲を行う。 |
| 10 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ニホンザル<br>ツキノワグマ | 大型捕獲檻が設置できないような場所や、猟友会員がいない地区には、実施隊が兼用中型捕獲檻を使って捕獲を行う。 |

- ※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する
- ※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること
- ※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| ①他計画の策定状況    |       |            |       |
|--------------|-------|------------|-------|
| 名称           | 策定の有無 | 策定年月日      | 対象鳥獣  |
| 地域実施計画       |       | 令和8年度中(予定) | ニホンザル |
| 特定外来生物防除実施計画 |       | 令和 年 月 日   |       |
| 捕獲促進プラン      |       | 令和 年 月 日   |       |

- ※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する
- ※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

ニホンジカ、イノシシはこれまでの捕獲数を考慮して設定した。またニホンザルについては地域実施計画に基づく大量捕獲の実施を考慮して設定。ハクビシン等の小動物については直近の捕獲実績や被害状況を踏まえ、今後の被害減少のための捕獲強化として捕獲計画を設定した。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

| 対象鳥獣  | 捕獲計画  |       |        |
|-------|-------|-------|--------|
|       | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| ニホンジカ | 2300  | 2300  | 2300   |
| イノシシ  | 1000  | 1000  | 1000   |
| ニホンザル | 200   | 200   | 200    |
| ハクビシン | 200   | 200   | 200    |
| アナグマ  | 50    | 50    | 50     |
| タヌキ   | 50    | 50    | 50     |
| アライグマ | 20    | 20    | 20     |

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

| 対象鳥獣  | 地域実施計画に基づく捕獲計画 |       |        |
|-------|----------------|-------|--------|
|       | 令和8年度          | 令和9年度 | 令和10年度 |
| ニホンザル | 200            | 200   | 200    |

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)

| 対象鳥獣の捕獲頭数  |             | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      | 令和6年度 |      |
|------------|-------------|-------|------|-------|------|-------|------|
|            |             | 計画    | 実績   | 計画    | 実績   | 計画    | 実績   |
| ニホンジカ      | 有害          | 2300  | 2087 | 2300  | 1593 | 2300  | 1793 |
|            | 狩猟          |       | 191  |       | 156  |       | 169  |
| イノシシ       | 有害          | 1600  | 326  | 1600  | 653  | 1600  | 862  |
|            | 狩猟          |       | 35   |       | 54   |       | 67   |
| ニホンザル      | 有害          | 200   | 62   | 200   | 79   | 200   | 76   |
|            | 個体数調整<br>狩猟 | —     | —    | —     | —    | —     | —    |
| ハクビシン      | 有害          | 50    | 44   | 200   | 38   | 200   | 73   |
|            | 狩猟          | —     | 0    | —     | 0    | —     | 0    |
| アナグマ       | 有害          | —     | —    | —     | —    | —     | —    |
|            | 狩猟          | —     | —    | —     | —    | —     | —    |
| タヌキ        | 有害          | —     | —    | —     | —    | —     | —    |
|            | 狩猟          | —     | —    | —     | —    | —     | —    |
| アライグマ      | 有害          | —     | —    | —     | —    | —     | —    |
|            | 狩猟          | —     | —    | —     | —    | —     | —    |
| 合計         | 有害          | 4150  | 2519 | 4300  | 2363 | 4300  | 2804 |
|            | 狩猟          | —     | 226  | —     | 210  | —     | 236  |
| 有害捕獲達成率(%) | ニホンジカ       | 90.7% |      | 69.3% |      | 78.0% |      |
|            | イノシシ        | 20.4% |      | 40.8% |      | 53.9% |      |
|            | ニホンザル       | 31.0% |      | 39.5% |      | 38.0% |      |
|            |             |       |      |       |      |       |      |

※ 1.の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)と

| ⑤捕獲等の取組内容 |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 捕獲重点エリア   | 島津地区、吉津地区、中島地区、南海地区、五カ所地区、穂原地区、神原地区 |
| 捕獲予定時期    | 令和8年度～令和10年度                        |
| 捕獲の取組内容   | 町実施隊及び猟友会により捕獲を行う。                  |

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

| ⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |  |        |  |
|------------------------------|--|--------|--|
| 必要性                          |  | 捕獲手段   |  |
| 捕獲予定時期                       |  | 捕獲予定場所 |  |

- ※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する
- ※ 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
|      |      |

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣                    | 整備計画                      |                           |                           |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
|                         | 令和8年度                     | 令和9年度                     | 令和10年度                    |
| ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ | 今後の獣害の動向をみて必要な地区は新たに計画する。 | 今後の獣害の動向をみて必要な地区は新たに計画する。 | 今後の獣害の動向をみて必要な地区は新たに計画する。 |
|                         |                           |                           |                           |
|                         |                           |                           |                           |

※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する

※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

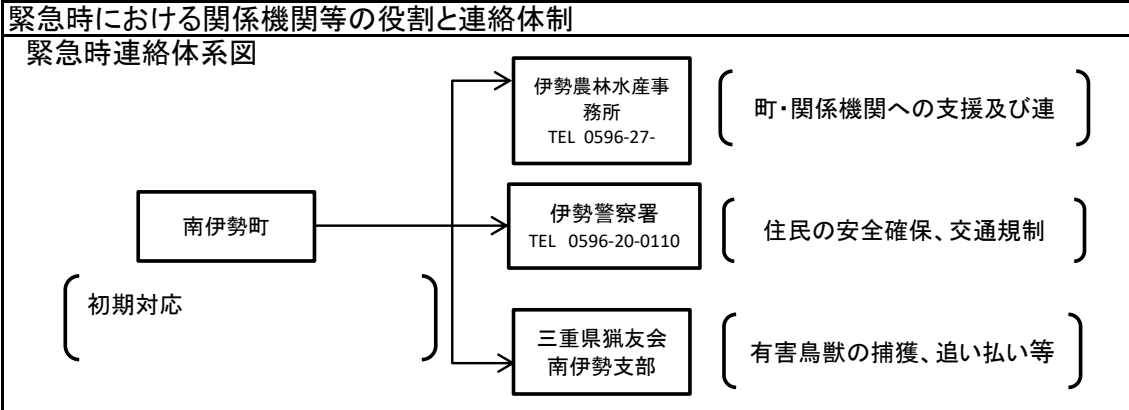
##### (2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣                    | 取組内容                         |
|----|-------------------------|------------------------------|
| 8  | ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ | 侵入防止柵の維持管理は、管理契約に基づいて受益者が行う。 |
| 9  | ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ | 侵入防止柵の維持管理は、管理契約に基づいて受益者が行う。 |
| 10 | ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ | 侵入防止柵の維持管理は、管理契約に基づいて受益者が行う。 |

※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する

※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称       | 南伊勢町鳥獣害防止総合対策協議会                | 設置年月日 | 平成20年7月30日設置 |
|--------------|---------------------------------|-------|--------------|
| 構成機関の名称      | 役割                              |       |              |
| 南伊勢町         | 協議会の事務運営、各種機関との連絡調整、及び鳥獣被害調査全   |       |              |
| 三重県猟友会 南伊勢支部 | 鳥獣捕獲事務の実施体制と捕獲後の個体処理調整、及び狩猟免許取得 |       |              |
| 南伊勢町農業委員会    | 農作物被害状況の情報収集と各地域からの意見収集         |       |              |
| 南伊勢町区長連絡協議会  | 農作物被害状況の情報収集と各地域からの意見収集         |       |              |
| 伊勢農業協同組合     | 農業者の被害状況把握と調整                   |       |              |
| いせしま森林組合     | 林業者の被害状況把握と調整                   |       |              |
| 鳥獣保護員        | 鳥獣被害対策及び有害鳥獣捕獲への助言              |       |              |
| 三重外湾漁協くまの灘支所 | 漁業者の被害状況把握と調整                   |       |              |
|              |                                 |       |              |

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

| 構成機関の名称         | 役割                                  |
|-----------------|-------------------------------------|
| 三重県伊勢農林水産事務所    | 事業執行に関する指導・助言<br>鳥獣被害対策及び有害鳥獣捕獲への助言 |
| 三重県中央農業改良普及センター | 農作物被害軽減に関する技術指導                     |
|                 |                                     |

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する
- ※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事(令和 7 年度)

|           |  |            |      |      |        |    |
|-----------|--|------------|------|------|--------|----|
| 設置年月日     | 平成 23年6月1日設置   |            |      |      |        |    |
| 対象鳥獣      | ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、カモ類、ヒヨドリ、カラス類、ツキノワグマ   |            |      |      |        |    |
| 構成員       | 隊員数  | うち狩猟免許取得者数 |      |      | うち猟友会員 | 備考 |
|           |  | 銃猟免許       | 罟猟免許 | 網猟免許 |        |    |
| 市町職員      | 10   | 2          | 7    |      | 2      |    |
| 民間隊員      |  |            |      |      |        |    |
| 計         |  |            |      |      |        |    |
| うち対象鳥獣捕獲員 |  |            |      |      |        |    |
| 活動内容      | <input checked="" type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去<br><input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input type="checkbox"/> 広報・啓蒙 <input type="checkbox"/> その他( ) |            |      |      |        |    |
| 活動方針      | <input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去<br><input type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input type="checkbox"/> 広報・啓蒙 <input type="checkbox"/> その他( )                                  |            |      |      |        |    |

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|                        |   |     |       |            |       |
|------------------------|---|-----|-------|------------|-------|
| 処理方法                   | <input checked="" type="checkbox"/> 設処理 <input type="checkbox"/> 却処理 <input type="checkbox"/> 学術研究利用 <input type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他( ) |     |       |            |       |
| 焼却等施設の状況               | 施設名   | 所在地 |       | 処理能力(L/日)  |       |
|                        |   |     |       |            |       |
| 食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ) | 施設名   | 所在地 |       | 食品衛生法準拠の有無 |       |
|                        |   |     |       |            |       |
| 処理加工施設の整備計画            | 計画の有無   | 無   | 施設の種類 | 整備予定年度     | 令和 年度 |
| 課題                     |   |     |       |            |       |

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全性確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 食品                               |   |
| ペットフード                           | 一部ペットフード用としての利用はあるものの、食肉として利用はない。<br>当町は日本紅斑熱のウイルスを媒介するダニが生息しており、伊勢志摩地域を中心に患者数も非常に多いことから、捕獲後の処理の際にダニ駆除の薬剤が使用されている。食肉加工向けとして薬剤を使わずダニ駆除することは難しく、現時点では食肉としての利用は考えていない。 |
| 皮革                               |   |
| その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) |   |

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

### (2) 処理加工施設の取組

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する